

## 千葉市里山の保全管理団体報奨金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、里山地区の管理等に関する委託業務を行う団体に対し、千葉市里山の保全に関する要綱（以下「里山保全要綱」という。）第10条の規定による報奨金の交付について、必要な事項を定めものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「里山地区」とは、里山保全要綱第3条に基づき指定したものをいう。

2 この要綱において「管理等に関する委託業務」とは、里山地区の管理等に係る委託契約書（千葉市里山の保全に関する要領第10条第1項）の第1条の規定に基づくものをいう。

3 この要綱において「団体」とは、里山保全要綱第8条第1項の規定により市長が認めた団体をいう。

### (報奨金の交付)

第3条 報奨金の交付は、団体に対して、里山保全要綱第10条の規定により、毎年度予算の範囲内において交付することができる。

(1) 報奨金の交付に際しては、千葉市里山の保全管理団体報奨金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(2) 報奨金は、当該年度分を次のとおり交付するものとする。

区分	委託業務実施期間	交付日
上半期	4月から9月まで	交付月10月
下半期	10月から翌年3月まで	交付月4月

### (報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 管理等に関する委託業務に係る1年当たりの報奨金の額は、里山地区の管理等に関する委託契約書に規定する面積1平方メートルにつき20円を乗じて得た額とする。ただし、一団体当たり200,000円を限度とする。

(2) 育成研修に係る1年当たりの報奨金の額は、外部団体の実施する森林整備技術の向上のための研修参加に必要な受講料とする。ただし、一団体当たり200,000円を限度とする。

(3) 普及啓発事業に係る1年当たりの報奨金の額は、団体が行う研修やイベントの参加に必要な経費とする。ただし、一団体当たり400,000円を限度とする。

(4) 第1号にあっては、年度途中で里山地区の管理等に関する委託契約書を締結し、又は解除したときの当該年度における報奨金の額は、年額を12で除した数（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「月額」という。）に、当該年度における里山地区の管理等に関する委託契約書に基づく活動の実施期間の月数（1月未満の

期間は、1月に切り上げる。)を乗じて得た額とする。

(報奨金の返還)

第5条 市長は、報奨金の交付を受けた団体が、各号のいずれかに該当するときは、すでに交付を受けた報奨金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により、報奨金の交付を受けたとき。
- (2) 里山地区の保全に必要な業務を著しく怠ったとき。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

千葉市里山の保全管理団体報奨金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申請者 団 体 名

代表者住所

〒

代表者氏名

T E L

(連絡先電子メールアドレス)

@

団体構成人員 名

千葉市里山の保全管理団体報奨金交付要綱第3条の規定に基づき、報奨金の交付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 里山地区名称 \_\_\_\_\_

2 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3 活動実施内容 別紙「里山活動実績報告書」(千葉市里山の保全に関する要領様式第8号) のとおり

4 報奨金振込先

金融機関名	支店名	店番号	口座番号	(フリガナ) 口座名義人